

令和 6 年度

## 粕屋町水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠なものであり、水道における水質管理の中核をなすものです。

粕屋町は、町民の皆様に安全で良質な水を供給するために、水源（須恵川、江辻水源地、古大間貯水池）から浄水場の処理工程、給水区域末端に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

粕屋町上下水道課

## 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、粕屋町浄水場、江辻地区や須恵川などの水源地、給水区域内の給水栓で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査項目・検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して福岡地区水道企業団水質センターと協議して定めます。
- (4) 水質検査は、福岡地区水道企業団水質センターに委託して行います。
- (5) 採水は、粕屋町水道技術管理者の指導に基づいて水道施設運転維持管理委託業者が行います。

## 2. 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点

### (1) 水源の水質状況と水質管理上の留意点

原水は概ね低濁度であり、浄水工程は凝集沈殿・急速ろ過方式を採用しておりクリプトスポリジウム等懸濁物質を除去するために凝集剤（水道用ポリ塩化アルミニウム：PAC）を使用しています。また、通常の水処理で除去できないかび臭物質、トリハロメタン、農薬などの有機物質の除去をするため粒状活性炭処理を行い安全な水道水を作っています。

### (2) 配水池から給水栓までにおける水質管理上の留意点

粕屋町は、粕屋南配水池、西尾山配水池、須恵水道の3箇所から配水しています。

粕屋南配水池は粕屋浄水場と福岡地区水道企業団から水道の供給を受けています。

西尾山配水池は主に福岡地区水道企業団から水道の供給を受けています。

須恵水道は、過去に甲仲原区と酒殿区に給水していましたが昭和59年に粕屋町上水道と統合しています。

過去、給水区域は配水池毎に決まっていたが、現在は区域が配水管で連絡しており粕屋町全体が一つの区域となっています。

### 3. 定期的な水質検査の項目、場所及び回数

#### (1) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている毎日検査、水質基準項目に加え、必要に応じて臨時の水質検査を行うなど水道水の安全性の確保等に万全を期する。

#### (2) 検査場所及び回数

##### (2-1) 水源等

◎原水全項目 (39) 年1回8月

江辻水源地 江辻水源池系深井戸 古大間池 須恵川

◎クリプト指標菌 (2) 年12回毎月

江辻水源地 古大間池 須恵川

◎クリプト指標菌 (2) 年4回5、8、11、2月

江辻水源池系深井戸

◎クリプトスポリジウム等 (2) 年4回6、9、12、3月

江辻水源地 古大間池 須恵川 レベル4

◎クリプトスポリジウム等 (2) 年1回5月

江辻水源池系深井戸 レベル3

◎農薬 (8) 年2回6、8月

浄水場原水井 (原水ポンプ室地下・全ての原水が集まるため)

◎PFOS/PFOA (1) 年1回11月

江辻水源地 江辻水源池系深井戸 古大間池 須恵川

※PFOS：ペルフルオロオクタンスルホン酸

PFOA：ペルフルオロオクタン酸

##### (2-2) 給水栓

◎全項目 (51) 年1回8月

西保育所 (乙仲原西区) 江辻山公園 (長福寺地区)

酒殿公園 (酒殿区・須恵水) 浄水場

◎理化学A (12)・細菌 (2)・カビ臭 (2) 8月を除く毎月

西保育所 (乙仲原西区) 江辻山公園 (長福寺地区)  
酒殿公園 (酒殿区・須恵水) 浄水場

◎消毒副生成物 (12)・蒸発残留物/フッ素等 (4) 年3回5、11、2月

西保育所 (乙仲原西区) 江辻山公園 (長福寺地区)  
酒殿公園 (酒殿区・須恵水)

◎アルミニウム (1) 年2回4月、11月

浄水場

◎おいしい水項目 (2) 年1回5月

西保育所 (乙仲原西区) 江辻山公園 (長福寺地区)  
酒殿公園 (酒殿区・須恵水))

◎PFOS/PFOA (1) 年1回11月

西保育所 (乙仲原西区) 江辻山公園 (長福寺地区)  
酒殿公園 (酒殿区・須恵水) 浄水場

#### 4. 臨時の水質検査

水源などに次のような水質異常が発生した場合、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質が濁水や洪水などで著しく悪化した場合
- (2) 水質異常が発生した場合
- (3) 水源付近や給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合
- (4) 浄水処理工程で異常があった場合
- (5) 水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- (6) その他特に必要と認められる場合

#### 5. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

毎年度の水質検査計画については、事前に福岡地区水道企業団水質センターと協議しながら検査計画を定めていきます。

毎月実施している給水栓の検査結果は粕屋町ホームページで公表します。

